

コンバージェンスが税制に対してもたらす影響

—主にフランスにおける適用を例として—

猪熊 浩子

公認会計士

要 旨

世界各国では、各国の財務報告基準を国際財務報告基準(IFRS)に適合させるコンバージェンスの動きが加速している。このようなコンバージェンスに向けて財務会計が急速に動いている一方で、税務会計は原則として各国に任せられており、グローバル規模での国際的な調和という動きは見られない。

ここで問題となるのが財務会計におけるコンバージェンスの動きと、各国の裁量に委ねられている税制との関係である。そこで本稿では、IFRSへのコンバージェンスが既に進んでおり、一方で財務会計と税務会計がリンクしているヨーロッパ諸国、特にフランスにおいて、財務会計のコンバージェンスが税務会計との間にどのような矛盾を引き起こしたかを検討することを通じて、財務会計と税務会計に生じうる問題点とその対応について検討した。

そのなかで、フランスではIFRSの導入に伴って発生した財務会計と税務会計との間の矛盾に対して、税務会計独自の基準を作ることで、及び連結財務諸表の会計基準と単独財務諸表の会計基準との間にズレを作り出すことによって対応しており、日本においても同様の対応が現実的であろうと考えられる。もちろん、今後のコンバージェンスの進展により、対応方法は刻々と変化しているため、今後の動向を見守る必要がある。

第1節 はじめに

現在、世界各国では各国の財務報告基準を国際財務報告基準（IFRS）に適合させるコンバージェンスの動きが加速している。2008年8月、米国証券取引委員会（SEC）が米国上場企業によるIFRS（国際財務報告基準）適用に関するロードマップ案を公表することを決議し¹⁾、同年11月には当該ロードマップ案を公表した²⁾。また、日本においても既に2007年8月8日に国際会計基準審議会との間でコンバージェンスに向けた合意（東京合意）を締結しており、2011年6月を日本におけるコンバージェンスの期限として確認している。

しかし、このようなコンバージェンスに向けて財務会計が急速に動いている一方で、税務会計は原則として各国に任せられており、グローバル規模での国際的な調和というような動きは見られない。言うまでもなく、税制は各国政府にとって重要な機能であり、そのあり方は各国の主権に関わる問題とすらいえる。このような状況を考えれば、税制においてコンバージェンスのような動きが見られないのはむしろ当然といえよう。

しかし、ここで問題となるのが、財務会計におけるコンバージェンスの動きと各国の裁量にゆだねられている税制との関係である。すなわち、財務会計におけるコンバージェンスの動きは、各国税制に対してどのような影響を与えるだろうか、あるいは与えないのだ

ろうか。このような問題は、とりわけ後に述べるように財務会計と税務会計が基本的にリンクしている日本あるいはヨーロッパ諸国において大きな問題となる。そこで本稿では、国際財務報告基準（以下、IFRS）へのコンバージェンスが既に進んでおり、一方で財務会計と税務会計がリンクしているヨーロッパ諸国、特にフランスにおいて、財務会計のコンバージェンスが税務会計との間にどのような矛盾を引き起こしたのかを検討することを通じて、コンバージェンスにより財務会計と税務会計との間に生じうる矛盾とそれに対する対応について検討していくことにしたい。

本稿は以下のように構成される。まず次節では、財務会計と税務会計との間の関係を整理し、基本的にこの二つをリンクさせない米国型、リンクさせるフランス・ドイツ型、などがあることを述べる。また、財務会計と税務会計との間をリンクさせる原則、すなわち日本における確定決算主義と損金経理要件、及びフランスとドイツにおける同様の制度を取り上げる。第3節では、ヨーロッパ諸国におけるコンバージェンスの動きについて一般的に整理した上で、特にフランスの事例に注目して、コンバージェンスにより財務会計がどのような問題が生じたか、政府が対応した場合にはどのように対応したかを述べる。第4節では、第3節の内容を整理した上で、財務会計のコンバージェンスにより税務会計との間に生じうる矛盾に対するありうべき対応について検討し、日本はどのような対応を取るべきかについて考察する。第5節はまとめ

¹⁾ <http://ftp.sec.gov/news/speech/2008/spch082708ebw.htm>

²⁾ SEC (2008) “Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”, November, <http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>

である。

第2節 財務会計と税務会計との関係

それでは、財務会計と税務会計の間に存在する関係について整理しておこう。

財務会計と税務会計の関係については、大きく分けてその間にリンクを持たせるか持たせないかの2つのタイプが考えられる。すなわち、財務会計における費用処理やその結果としての利益計算を税務会計においても計算の基礎とし、そこに修正を加えていくというアプローチと、財務会計と税務会計は異なる目的のためのものであるから異なるものとしてそれぞれに計算するというアプローチである。良く知られているように日本では前者のアプローチが取られているが、他にフランス・ドイツといった諸国においても同様のアプローチがとられている。一方、米国においては後者のアプローチが取られている。以下、日本におけるルールをまず簡単に述べた上で、フランスとドイツのアプローチ、及び米国のアプローチについて説明しておこう。

(1) 日本における確定決算主義・損金経理要件

日本における会計は、一般に「トライアングル体制」と呼ばれるように、金融商品取引

法会計と会社法会計、そして税務（税法）会計の3つの会計で構成されている。そして、金融商品取引法会計と会社法会計が財務会計としてほぼ同じ会計ルールに従うのみならず、税務会計の会計処理も財務会計における利益計算を基礎として行われる。

この関係を定める原則が確定決算主義と損金経理要件である。確定決算主義の内容としては、まず法人税法22条において、課税所得算定の前提となる法人の費用・収益の額は、別段の定めがある場合を除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にしたがって計算されるべきことを規定しており、また同74条では法人は税務署長に対して「確定した決算」に基づいた申告書を提出しなければならないこととしている。ここでいう「確定した決算」とは、会社法438条において、「計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、株主総会の承認をうけなければならない」と規定される通り、財務会計のルールに従って作成され、株主総会で承認を受けた決算とされる³⁾。また損金経理要件については、「法人がその確定した決算において費用又は損失として経理すること」（法人税法2条25項）を損金経理と呼び、税務会計上の損金として処理するためには損金経理が行われることを原則とする。上で述べたように確定した決算は会社法会計に依拠し、「公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計

³⁾ 弥永（2006, p. 3）はこの確定決算主義の利点として、課税所得の不当な減少の防止とモニタリングコストの削減を挙げている。まず課税所得の不当な減少の防止については、財務会計と税務会計が米国のように分離されていた場合、企業は財務会計上、利益が計上されやすい会計処理を採用する一方で、税務会計上は課税所得を最小にする手法を検討すると考えられる。実際、分離方式を採用している米国では租税回避のための仕組みであるタックスシェルターが発達している。また、モニタリングコストの削減については、課税所得計算に際して財務会計の結果を利用することで2つの別々な帳簿の作成という手間を避けることができる。特に大会社等に対しては財務会計の結果として作成された計算書類に対する監査の制度が整っており、これを活用できることは、税務当局におけるモニタリングの手間とコストを削減することが考えられる。

算されることから、税務会計上の損金とするためには財務会計上費用として処理される必要があることになる。⁴⁾

(2) フランスとドイツにおける財務会計と財務会計のリンク

上で述べたように、フランスとドイツにおいても日本と同様に財務会計と税務会計がリンクしている。

まず、フランスにおいては、租税一般法典 (Code général des impôts) の付表Ⅲの 38 条 4 項 (article 38 quater de l'annexe 3) に「企業は、企業会計原則 (Plan Comptable Générale, 以下 PCG) で規定されている定義が税の算定基礎のための適用基準と矛盾しない限り、当該定義を遵守しなければならない」との定めがあり、日本と同様に課税所得計算にあたり原則として財務会計に依拠することが定められている。すなわち、具体的にも対象となる取引が会計処理されることを条件に、税務上の処理が認められることになる。

また、ドイツにおいては、課税所得を算定する際の原則として「基準性の原則」⁵⁾と「逆基準性の原則」と呼ばれる 2 つが存在する。ドイツにおいては「正規の簿記の諸原則」に従って作成される貸借対照表が財務会計及び税務会計の中心をなしているが、財務会計における貸借対照表 (商事貸借対照表) と税務会計における貸借対照表 (税務貸借対照表)

との関係を定めるのが「基準性の原則」である。「基準性の原則」とは独所得税法 5 条 1 項により、一定の納税業者 (企業も含む) にたいして、事業年度の末日において「商法上の正規の簿記の諸原則」に従い事業財産を表示することを要求する。すなわち、日本と同様に、商法上の規定にしたがって会計処理が行われ、これを基礎に課税所得を計算することを定めている。⁶⁾そしてこの基準性の原則の適用をめぐり、解釈上の争いが生じた背景から法的に不安定な状態になった背景から、同 5 条第 1 項に新たに追加されたのが「利益計算における税法上の選択権は、商法上の年次決算書と一致して行使されなければならない。」という「逆基準性の原則」である。この逆基準性の原則によれば、例えば割増償却、特別減価償却および非課税準備金等の税務上の恩典を受けるためには、商事貸借対照表にて同様の処理なされている必要があることが明らかになる。これにより、商法上の「正規の簿記の原則」を適用する際の自由が拘束されることになる。⁷⁾

(3) 米国における財務会計と財務会計の分離

一方、先に述べたように米国においては財務会計と税務会計は基本的に分離しており、利益計算もそれぞれ別に行われる。財務会計は証券取引法 (Securities Act of 1933 及び Securities Exchange Act of 1934) に基づ

⁴⁾ しかし、税務が財務会計の結果を利用して対応する現在の体制をそのまま続けることについては、近年見直しが再三唱えられている。武田 (1993) p. 110, 田中 (1999) pp. 38-39, 品川 (2003) pp. 10-11 など。

⁵⁾ 原語に拠ると、Grundsatz der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für die Steuerbilanz (税務貸借対照表に対する商事貸借対照表の基準性の原則)、略称では Maßgeblichkeitsgrundsatz (「基準性の原則」) という。

⁶⁾ 柳 (2008) pp. 76-77, ケンプ (2000)。

⁷⁾ ただし、これについては税務恩典のために、商事貸借対照表の記述がゆがめられるという問題点が指摘されている。柳 (2008) p. 80。

【図表 1】各国における財務会計と税務会計の関係

	日本	米国	独国	仏国
投資家向会計と、株主向会計の関係	会社法会計、金融商品取引法会計の双方が並存 それぞれに開示規制があり	証券取引法会計が中心	商法会計中心	商法会計中心
税務会計	確定決算方式 損金経理要件があり	分離方式	確定決算方式 損金経理要件があり	確定決算方式 損金経理要件があり
税務申告書	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	課税所得は企業利益と別に計算する	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる	企業会計の利益数値に調整項目を反映させる
課税所得に利用する数値	日本 GAAP により算定された会計利益から算定	独自に計算	独国 GAAP より算出された会計利益から算出	仏国 GAAP から算出された会計利益から算出

き、一連の米国会計基準書に基づいて行われるのに対して、財務会計は内国歳入法 (Internal Revenue Code) に基づいて計算され、その基準についても独自に定めている (内国歳入法 446 条)。両者はそれぞれ独自のものであると理解されており、裁判所も一致する必要がないことを認めている⁸⁾ただし、完全に分離をすることはやはり難しく、米国税法において税務上 LIFO を使用する会社は、財務報告上も税務も LIFO を使用しなければならないと規定されている項目も存在することには注意しておきたい⁹⁾。

これらの各国における財務会計と税務会計の関係をまとめると図表 1 のようになる。

第 3 節 ヨーロッパにおけるコンバージェンスと税務への影響 —フランスを中心に—

(1) 欧州における状況

よく知られている通り、欧州においては 2005 年より、全ての EU・EEA 加盟国の上場企業がその連結財務諸表を IFRS に従って作成することが義務付けられた¹⁰⁾。なお、上場企業の個別財務諸表及び非上場企業の連結・個別財務諸表については各国にゆだねられており、実際に各国でかなり異なる方針を採っている。例えば上場企業の個別財務諸表について見ると、IFRS 適用を強制する国

⁸⁾ Thor Power Tool v. Commissioner, 439 U.S. 522 (1979)

⁹⁾ AICPA (1984), “Issues Paper, Identification and discussion of Certain Financial Accounting and Reporting Issues Concerning LIFO Inventories”, Section Seven, 7-1.

¹⁰⁾ Regulation (EC) No 1606/2002 (19 July 2002)

(イタリア等)、強制はしないが認める国 (オランダ等)、認めない国 (フランス・オーストリア等)、自国の GAAP による個別財務諸表と両方を作成する場合に認める国 (ドイツ等) となっている。また、EU・EEA 加盟国において適用される IFRS は、欧州財務報告アドバイザリー・グループ (EFRAG) の助言に基づき EC の会計規制委員会により承認されたものに限られるが、実際にはほぼ全ての基準が承認されている。

このような状況において、各国の税務会計にはどのような影響があり、これに対してどのように対応したかを、フランスを取り上げて少し細かく検討してみよう。

(2) フランスにおける IFRS 導入の影響とこれに対する対応

言うまでもなく、日本と同様に財務会計と税務会計との間に密接な関係を持つフランスにおいて、IFRS の導入による税制への影響にどのように対応するかは大きな問題であった。

ただし、一点注意しておくべき点がある。税務会計が依拠する財務会計の基準は Plan Comptable General (PCG) と呼ばれるが、これは個別財務諸表にのみ適用される。従来は連結・個別共に PCG に従って会計処理が行われていたが、1999 年に連結財務諸表の基準は PCG から分離された。従って、IFRS の導入により連結財務諸表に関する会計基準が変化するとしても、そのことは無条件に個別財務諸表に、従って税務会計に影響を及ぼすことを意味しない。ただし、IFRS

の導入に伴い PCG についても IFRS との調和を取るという動きが生じており、このために IFRS と税務会計との間にいかなる問題が生じ、これに対していかに対応すべきかを検討する必要が生じてきた。もともとフランス税務当局は、財務会計と税務会計とのリンクの維持という視点から IFRS を導入することには積極的ではなかったが、EU 加盟国として EU 全体の潮流にのらざるを得ないという判断から、会計と税務の結びつきを維持するに当たり両者の差異を理解する必要に迫られた。¹¹⁾

このため、2004 年 2 月にフランスの会計基準設定主体である国家会計審議会 (le Conseil national de la comptabilité, 以下 CNC と略) は、IFRS (2004 年当時は IAS) と税法との関係を調査・検討するワーキンググループとして IAS と税法検討委員会 (un groupe IAS/fiscalité) を設立した。¹²⁾ 同委員会のレポートは 2005 年 3 月 24 日、同年 10 月 20 日の国家会計審議会総会で報告されている。¹³⁾ 委員会レポートの中で指摘された点のうちいくつかについてはその後会計基準の改正がなされている。

以下では、ルール上の問題と対応に関する問題に分けて整理しておこう。

(3) ルール上の問題

① 固定資産の減価償却

税務上大きな問題となりうる点としてまず挙げられるものの 1 つが固定資産の減価償却である。先に述べた通り、税務上の損金として算入されうるためには、財務会計上費用と

¹¹⁾ Evraert et al. (2007) pp. 137-138.

¹²⁾ Villemot (2005) p. 10.

¹³⁾ CNC (2005a), (2005b).

して認識され処理されていないからならぬ。

IFRS においては、固定資産の減価償却はカテゴリカルに定めるのではなく、資産の経済的便益を測定して費用計上する必要がある (IAS 16 paras. 60, 61)。ところが、従来フランスにおいては固定資産の償却期間・償却額はカテゴリカルに定められ、かつその償却期間等に関しては税法上定められた期間を逆に利用して計算していた。さらに、実際の経済的耐用年数が税法上定められた期間に対してプラスマイナス 20% の範囲にある場合には、その経済的耐用年数を会計上及び税務上使用できる等の裁量も認められていた¹⁴⁾。このような処理は、複雑な減価償却の処理について税務上の処理と財務会計上の処理を一致させることにより企業側の負担を軽減し、また後者のような裁量は企業租税負担を軽減するという意義を有していた。

例として、プラントの会計処理を挙げることができよう。プラントなどの設備は長期間利用されることが予定されており、IFRS 上は IAS16 に則り、経済的耐用年数として通常であれば 20 年くらいの期間で償却されることになる。一方、フランス税法上はより短い期間での償却を容認してきた。この場合に IFRS を適用してしまうと企業側にとっては適用する償却期間が長くなり、税務的にはデメリットを生じることがある。

上記の問題はあるものの、結果的に CNC は IFRS の導入に合わせて会計基準 (PCG) を変更した¹⁵⁾。これにより、固定資産の減価償却に関する連結財務諸表と個別財務諸表の処理は一致することになったが、一方

で財務上のメリットが失われるという事態が発生した。これに対応するために、フランス税務当局はプラント等については PCG の適用に対する例外という形で PCG における償却期間と税務上の償却期間とを切り離し処理することになったが、これらの処理が全ての固定資産について行われたわけではなく、税務メリットが失われた場合もしばしば存在する。また、当該処理は、税務会計と財務会計との矛盾を拡大し、article 38 quater de l'annexe 3 に定められた財務会計と税務会計との一致という原則を有名無実化させる恐れがある。同様の問題は償却期間だけでなく、廃棄コストのようなもの (IFRS においては資産額に算入、税務上は不算入) についても発生した。このために、フランスでは article 38 quater de l'annexe 3 の根本原則を廃止し、IFRS が適用される財務会計と税務会計とのリンクを切断すればよい、という意見すら出されることになった。

②資産化された研究開発費

IFRS 導入により、税務上大きな問題が発生する可能性のもう 1 つのケースとして、研究開発費に関する取扱いがある。

IFRS の無形資産の規定である IAS 38 においては、一定の要件を満たした開発費は資産化され、適切な長さの期間に配分して償却することが求められる。これに対して従来 PCG における研究開発費は即時費用化されていたが、IFRS 導入に合わせて PCG も改正され、IAS 38 で採用している研究開発費の定義を PCG に取り込んで定義を合わせ、

¹⁴⁾ Katiya et al. (2007) p. 15.

¹⁵⁾ Le règlement n s 2002-10 et 2003-07 relatifs à la l'amortissement et à la dépréciation (減損と減価償却の取扱い)

それに伴い一定の条件を満たした開発費は原則として資産化されることとなった¹⁶⁾ (Le règlement n s 2002-10 et 2003-07 relatifs à la l'amortissement et à la dépréciation (減損と減価償却の取扱い))。ただし、IFRSと異なる点としては、IFRSでは強制規定である上記の開発費について French GAAPでは即時費用化と資産化の両方の処理が認められており、企業が選択することができる。また、上記の開発費以外の開発費及び研究費については従来どおり即時費用化となる。

このようなオプションが与えられたのは、資産化により税務上デメリットが発生する企業側から要請があったためである。これまで述べてきたような財務会計と税務会計とのリンクを前提とすれば、財務会計上即時費用化が認められなくなることは当期の損金の減少を招き、税務上のデメリットが生じる。また、政府の立場からしても、このような税務上デメリットが発生することにより研究開発の育成に対してマイナスの効果が生じるのは好ましくない。このようなことから、資産化と即時費用化の選択が認められたわけである。

加えて、資産化の影響が生じた事項として、研究開発費に係る税額控除の取扱いがあった。フランスでは研究開発の促進のために、研究開発費の一定割合について税額控除を認めているが、資産化された開発費相当分について資産化され、費用化が繰り延べられてしまうと、これに伴い税額控除も繰り延べられることになってしまい、企業側には大きなデメリ

ットとなる。この点を改善するために、資産化された開発費については、会計上の処理に関わらずその支出期の税額控除の対象になるような制度を定めている。

③資産の定義—リース会計

以上の2つはIFRSの導入による影響が発生し、これに対して(部分的ではあれ)対応がなされたケースであるが、これに対して以下で述べるのはIFRSの導入がPCGに十分に反映されていないケースである。

従来のPCGにおいて、資産とは「実体(l'entité)にとって正の経済価値をもつ財産のすべての要素は資産項目とみなされる」(旧PCG211-1)とあるように「財産」、すなわち法的な財産権(典型的には所有権)の客体であるものとされていた¹⁷⁾。そして、このような財産に対する財産権の所在によって(会計上の)資産の保有者が定められていた。これに対してIFRSにおける資産の定義では、法的な財産権というより経済的便益によって資産かどうか、あるいはその経済的実質を誰が得ているか、という点が重視されており、必ずしも法的な財産権を重視していない。

このように資産に関する異なったアプローチを採用しているIFRSが導入されたことにより、上記のPCGの規定もIFRSに合わせる形で改正された¹⁸⁾。具体的には、PCGの新しい規定の下で資産(actif)として識別されるには、以下の3要件を満たす必要がある¹⁹⁾。

▶ 財産として識別可能であること

¹⁶⁾ Le règlement n s 2002-10 et 2003-07 relatifs à la l'amortissement et à la dépréciation (減損と減価償却の取扱い)

¹⁷⁾ 大下(2004) p. 64。

¹⁸⁾ http://www.focuspcg.com/menu_gauche/grandes_reformes/actifs/definition_et_principes, 2009年1月閲覧。

(être un élément identifiable du patrimoine)

- ▶ 当該物に対する支配を有すること (être contrôlé par l'entité)
- ▶ 将来の経済的便益を享受できること (procurer des avantages économiques futurs)

ここでは「所有」という言葉の代わりに「支配 (contrôlé)」という言葉が使われており、法的な所有権の所在よりも実質的に支配しているかどうかを基準としている。ただし、一方で「財産として識別可能」という形で「財産 (patrimoine)」の用語は残しており、完全に IFRS に合わせる形にはなっていない。

また、実際に資産かどうか大きな問題となるケース、例えばリースのようなものに関して必ずしも IFRS に合わせて PCG が変更されているわけではない。従来フランスにおいてはリースは原則として賃貸借として会計処理されており、税務上も賃貸借として処理されている。²⁰⁾リース会計に関する IFRS の基準としては IAS17 があり、これは一定の場合にリース契約の資産計上を要求しているが、IAS17 は PCG には反映されていない。

また、会計基準における定義が基準の導入により変化しても、法令における定義は変わっておらず、この点においても齟齬が生じる可能性がある。商法典 (Code de commerce) 233-21 条「連結計算書類は正規かつ真実でなければならず、かつ、連結に含まれる企業により構成される全体の財産、財務

状況および成果の誠実な概観を提供しなければならない²¹⁾」として、計算書類が「財産 (patrimoine)」、「財務状況 (situation financière)」、「成果 (résultat)」についての「誠実な概観 (image fidèle)」を提供することを定めている。以上のように、IFRS における資産の定義は PCG に取り入れられたものの、具体的な問題や他の法令との関係については十分に整備されておらず、未だ検討中である。

(3) 対応上の問題

①対応コスト

—とりわけ中小企業について—

以上の問題は、財務会計と税務会計がリンクしている状況において、IFRS の導入に伴う財務会計基準の変更が税務会計との間で矛盾を引き起こすという問題であり、いわばルー的な問題であった。しかし、このような状況における財務会計基準の変更は、このようなルー的な問題以外にも実務的な対応のレベルで様々な問題を生じさせる。

最初に挙げられる問題は、財務会計と税務会計との間の乖離が拡大することによる対応コストの増大である。先にも触れたとおり、この2つが原則として一致している状況では2つ別々の帳簿を作成する必要はないが、この2つが乖離してくると2つの別々な帳簿が必要になってくる。実際、欧州においては二重帳簿ならぬ四重帳簿が作成されているという指摘がある。ここでいう、「四重帳簿」とは、個別財務諸表用、連結財務諸表用、税務

¹⁹⁾ CRC Règlement n°2004-06 du 23 novembre 2004 “relatif à la définition, la comptabilisation et l'évaluation des actifs”.

²⁰⁾ リース事業協会 (2005) p. 13, 森信, 他 (2006) pp. 15-16.

²¹⁾ 翻訳は大下 (2004) p. 64 より引用。

申告用、他の海外市場用（米国基準）の4つである。もっとも、企業自身が税務上のメリットを得るために税務申告用の帳簿を別に作成するのであればそれはそれで企業自身の問題であり、それを禁止する必要はないという見解がドイツの基準性原則との関係でいわれることも²²⁾ある。

また、財務会計と税務会計の乖離という視点とは少し異なる点であるが、個別財務諸表のレベルにまでIFRSを導入することは連結決算をしていない多くの中小企業にまでIFRS導入に対応するためのコストを負担させることになり、国全体で見れば膨大な負担になる可能性がある。もともと、連結決算を行っている会社は非常に少なく、ほとんどの会社は単独決算のみである。また、IFRSは業績を国際的に比較する必要があるような大企業を主にイメージして作られており、もともと中小企業の会計処理には必ずしも適合的でない面がある。IFRS導入の際の対応コストとして、上記に述べた内容だけでもどれだけのインパクトを及ぼす可能性があるかについては、検討するの必要がある。

② IFRS採用による課税所得へ与えるインパクト

もう一つの問題は、IFRS採用により会計上の利益額が従来から変化することに伴い、課税所得（そして企業の租税負担）へ与えるインパクトである。仮にIFRS採用により純利益の増加の要素が多くなるのであれば、税務当局からすれば、IFRSの導入により課

税所得が増えるというメリットがあることになる。この点については、既にIFRS導入により、企業の純利益に与えた影響について研究事例が公表されている。

IFRSは資産・負債アプローチをその中心にしているため、IFRSの適用にあたっては資産の再評価が行われ、これに伴い資産額がしばしば上昇する。また、のれんは非償却資産とされているなど、利益を押し上げる要因がいくつか組み込まれている。このため、PCGがIFRSに近づいていくことにより、利益額が上昇する可能性がある。実際、フランス銀行による、フランス上場企業に対するIFRS適用の影響についての調査結果を見ると、IFRS適用の影響で、資本の状況には大きな変化はないにも関わらず、企業の純利益が大幅に増加した²³⁾こと、その主な原因はのれんの非償却であったことが分かる²⁴⁾。また、IFRSの一般的な影響として、資産の再評価に伴う資産額の増加、特に開発費の資産計上や資産の再評価の増加が見られたことが判明²⁵⁾している。

第4節 ありうべき対応

(1) フランスにおける対応

以上の対応を整理すると、まず固定資産の減価償却に関してはIFRSに対応してPCGが改正され、これに対してプラントについては税務会計で独自の基準を作って対応したが、その他のものについては対応されていない。

²²⁾ 弥永（2006）p. 5、中里（1983）p. 1338。

²³⁾ ガルシア（2008）。

²⁴⁾ Marchal, Boukari, et Cayssials（2007）、ガルシア（2008）。

²⁵⁾ Marchal, Boukari, et Cayssials（2007）、ガルシア（2008）。

研究開発費の資産化については、IFRS に対応して PCG を改正するものの、PCG に従来の基準も残して企業に選択権を与え、さらに税務でも独自ルールを作って対応した。一方、資産の認識に関しては PCG が IFRS に一部対応したものの、完全な対応は取れておらず、また税務や他の法令も未整備ということになる。

ここからまず明らかになることは、まずフランスにおいては、税務会計と財務会計との間のリンクを切り離す、という形での根本的な解決策は提案されることはあっても実際には取られていない、ということである。実際に、もし財務会計と税務会計を切り離すとなれば、それぞれに基本的な概念の定義を行う必要がある。また、現段階において財務会計・税務会計で定義が定められていないものに関しては民法の規定に従っているが、もし財務会計と税務会計と切り離すとなればそれぞれと民法との関係を定めなくてはならない。このような解決策は現実的ではなく、やはり財務会計と税務会計の間のリンクは基本的には維持されざるを得ないということになる。

また、逆に IFRS を個別財務諸表に至るまで適用する、という方向も必ずしも見られない。確かに、個別財務諸表の会計基準である PCG を IFRS に近づけようとする努力は様々な方面で見られている。実際、フランス国内でも、折角の巨額を費やして構築された IFRS という会計インフラを活用しない手はないという意見もある。²⁶⁾一例として、フランスでは PCG や税務における取扱規定に比べ

て、IFRS の方が内容が充実しているという項目がある。例えば、フランスにおいては従来、無形資産の定義が存在せず、欧州連合の判例で資産認識するための条件が定義されていたのみである。²⁷⁾しかし、IFRS を導入することで、無形資産についての定義が明文化することができた。また、金融取引関係においても PCG より IFRS のほうが整備された規定を持っている側面もある。しかし、IFRS のコンセプトは既に確立しているものであり、しかも大企業・連結をターゲットとして作られたものであるから、これを拡大していくとなると税務会計にとの間で矛盾を引き起こしかねない。

結局、フランスで見られたのは、税務会計の独自の基準を作って対応する（財務会計と税務会計との間をずらす）ことと税務会計に直結する個別財務諸表の会計基準については IFRS をそのまま適用せず、選択条項を設けること（連結財務諸表の会計基準と個別財務諸表の会計基準をずらす）という2つの手段で対応するという方向性であった。それでは、このようなフランスの対応を踏まえて、日本ではどのような対応を取ればよいのか、という点を最後に考えてみよう。

(2) 日本の対応の方向性

以下では、ありうる4つの対応の方向性、すなわち①財務会計と税務会計のリンクを切断すること（申告分離主義の採用）、②リンクを維持したまま、IFRS を個別、連結共に完全に導入すること（完全 IFRS 化）、③リ

²⁶⁾ 三菱総合研究所 (2007) p. 417-418, p. 421. 加えて、筆者が実施した「IASと税法検討委員会 (un groupe IAS/fiscalité)」の委員、R & D 費用の処理に関する実務の専門家に2007年4月に実施したインタビューに基づく。

²⁷⁾ CRC (2005a) Annexe 1; Tableaux récapitulatifs des mesures fiscales, 1B-PROJET DE REGLEMENT SUR LA DEFINITION ET L'EVALUATION DES ACTIFS (AVIS N°2004-15).

リンクは原則として維持し、また IFRS を個別、連結共に導入していくが、一方で税務に関しては独自の規準を増やしていくこと（税務会計の相対的独立化）、④リンクは維持する一方で、連結財務諸表と単独財務諸表のそれぞれの会計基準を分離し、連結は IFRS に、単独財務諸表には国内 GAAP を残すこと（連単分離）のそれぞれについて検討していく。

①リンクの切断

—申告分離方式の採用—

今後会計と税制が乖離していくのであれば、税制の在り方を根本から見直し、例えばアメリカのように、申告分離方式を採用するのも一つの選択肢である。フランスにおいてもこのような意見は見られており、また日本においても、大きな会計上の改正が実施されるたびに、確定決算主義や損金経理要件の存続の是非について議論がなされている。

しかし、フランスと同様に日本においてもこのような方向性に実際に動いていくような状況にはない。その理由として、フランスのような定義の問題は特に議論されていないように見えるが、そのような根本的な制度改革を行うためには様々な法整備を行わなくてはならず、現実的ではないという見方は共通しているように思われる。

さらに、申告分離方式は二重に帳簿を維持するという多大なコストを企業に要求するのみならず、会計上は利益を計上しながら、税務上は利益を圧縮することが可能になる。さらに、このような税務上の利益圧縮のためにタックスシェルターと呼ばれる様々な技法が開発・利用されるが、このようなタックスシェルターに対応するため税制が複雑化し、コンプライアンス・コストが増大する。また、

先に指摘したように申告分離方式を採用していたとしても完全に両者を分離できるわけではない。

以上のようなことを考えると、財務会計と税務会計とのリンクを切断し、申告分離方式を採用するという方向は現実的なものとは思われない。実際、多くの欧州では財務会計と税務会計との間にリンクを持たせているが、これらの国々において IFRS 導入に伴い申告分離方式にシフトした、という事例は見られない。

②完全 IFRS 化

それでは、逆に連結・個別ともに完全に IFRS を適用するという方法はどうか。先に述べたように、大企業・連結を基本的にターゲットとしている IFRS のコンセプトを一方向的に受け入れることは税務会計との間に強い矛盾を引き起こしかねない。

これに対しては後の③で述べるように税務独自の基準を作って対応する方法と、そのような対応を取らない、という2つの選択肢がある。前者については③で述べるが、もし税制の方で対応しないということになれば、今度は政府の側での税制に関する政策的裁量の余地が著しく狭まる、という大きな問題が生じる。例えば研究開発費の資産化のところで見たように、政府が研究開発を促進するために研究開発費の即時費用化を認めたいと考えたととしても、IFRS でそのような処理が認められないため、IFRS を個別にも適用してかつ税務独自の基準を作らないのであれば即時費用化はできないことになる。このような状況は極論すれば政府の課税自主権の放棄であり、このような状況を政府が認めるとは考えられない。

また、この完全 IFRS 化のアプローチで

は税務会計は財務会計に完全に従うことを想定しているので二重の帳簿というような問題は発生しないが、とりわけ IFRS を個別財務諸表のレベルまで導入することは特に中小企業に多大なコストを発生させることにも注意しておきたい。

③税務会計の相対的独立化

それでは、財務会計と税務会計のリンクは原則として維持し、また IFRS を個別、連結共に導入していくが、一方で税務に関しては独自の規準を作ることによって政策的裁量の余地を確保するというのはどうだろうか。このような手段はフランスにおけるプラントの減価償却あるいは研究開発費の即時費用化において見られた方法であり、現実的にありうる方法の一つであろう。ただし、税務会計独自の基準が増えていくということは、言い換えれば財務会計と税務会計のリンクが弱まっていくということでもある。このような状況においては、先に申告分離方式について指摘した欠点、すなわち二重の帳簿を維持するコスト、財務会計と税務会計でそれぞれ自分にとって有利なものを利用しようとすることによる租税回避的行動などが見られるようになり、政府にとってのモニタリングコストも上がることになる。また税務会計と財務会計の基本的なリンクをどの程度維持できるかが問題となろう。加えて、②で指摘したような、IFRS 適用を個別財務諸表のレベルにまで拡大していくことによる、特に中小企業の対応コストという問題も考えておかななくてはならない。

④ IFRS と国内 GAAP の並存

一連単分離一

最後の方法は、連結財務諸表と単独財務諸表を分離し、連結財務諸表は IFRS により作成するが、単独財務諸表は国内 GAAP を適用し、課税所得計算はこの単独決算にリンクするという方法である。この方法もやはりフランスにおいて研究開発費の資産化に関わる会計処理で用いられている。

このような方法を利用することにより、財務会計と税務会計のリンクの切断というような抜本的な変革をすることもなく、また上で述べたような個別財務諸表レベルにまで IFRS を導入することによる対応コストを負担することもなく、国際的な業績の比較可能性が必要な企業について必要な情報を提供することができる。

しかし、この方法にもいくつかの問題が発生する。まず、大企業にとって見れば連結財務諸表と個別財務諸表の二重の帳簿が必要になる。もし、個別財務諸表の会計基準と税務会計の基準との間にズレがあるのであれば、連結用、個別用、税務用の三重帳簿（場合によってはさらに米国基準を加えた四重帳簿）を作成する必要がある。また、IFRS が普及してくれば、個別財務諸表にも IFRS を採用しようとする動きはますます強まるであろう。フランスが PCG を IFRS に近づけようとしているのもこのような問題を考慮しているからであり、また実際に EU/EEA 加盟国においても先に述べたように上場企業の個別財務諸表に IFRS の適用を強制もしくは認容する国は多い。また非上場企業についても、連結のみならず個別財務諸表に IFRS 適用を認容（ごく希に強制）する国もある²⁸⁾。

²⁸⁾ 高井 (2009) p. 77。

このような広範囲の「コンバージェンス」の動きを想定するのであれば、連結財務諸表と国内 GAAP とのズレは徐々に縮小させざるを得ないだろう。

以上のことからすれば、現実的な対応策としては、フランスと同様の③と④との組み合わせということになるだろう。ただし、③と④をどのように組み合わせるのかについてはなお検討すべき点が多い。例えば、フランスでは国内 GAAP である PCG も IFRS に近づける方向で対応が取られているが、個別財務諸表のレベルまで IFRS に合わせる必要があるのかどうかは冷静に検討すべき点であろう。

また、ここで述べたことからすれば、金融庁の「連結先行」という立場についても再考の余地があるだろう。すなわち、連結と個別を基本的に切り離す連単分離ではなく、あくまで先行であるという立場からは、日本 GAAP も IFRS に近づけることが望ましいということになる。しかし、IFRS と国内 GAAP が近づけば近づくほど、税務との矛盾は大きくなっていく可能性がある。連結と個別は基本的には切り離す、という方針のほうが税務との関係からが現実的であるかもしれない。

第5節 おわりに

以上述べてきたことをまとめて言えば、フランスでは IFRS の導入に伴って発生した財務会計と税務会計との間の矛盾に対して、税務会計独自の基準を作ること、及び連結財務諸表の会計基準と単独財務諸表の会計基準との間にズレを作り出すことによって対応しており、日本においても同様の対応が現実的であろう、ということになる。もちろん、実際に上の2つのやり方をどのように組み合わ

せればよいかという点は、フランスと日本で全く異なるであろう。日本はこれまで IFRS と米国基準とも異なるいくつかのルールを維持してきており、そのうちのいくつかは IFRS に合わせていくことが望ましいとしても、全てを合わせていくべきとも限らず、また合わせていくときにどのように合わせていくか、という点も考えていく必要がある。

本稿では、紙幅の関係もありフランスの事例に集中して論じたため、他の欧州諸国、たとえばドイツやより IFRS を広く導入しつつあるイタリアといった国々における状況を論じることはできなかった。また、ここで取り上げた問題はフランスにおける法体系や会社制度といったより広い文脈の中で語るべき問題であるにも関わらず、このような検討はなされていない。また現在進行中の問題を扱っているため、将来的には状況が変わることもあろう。このような意味で、本稿には多くの限界がある。このような点に関する検討は今後の課題としたい。

【参考文献】

- Ball R. (2006) “International Financial Reporting Standards (IFRS): pros and cons for investors”, *Accounting and Business Research*.
- Benard Y. (2007) “Fiscalité et comptabilité, Convergence + Connexion = chaos?”, *Revue de Jurisprudence Fiscale* N 6 06/2007.
- Conseil National de la Comptabilité (2005a), “IAS/Fiscalité Rapport d'étape présenté l'assemblée plénière du 24 mars 2005”.
- Conseil National de la Comptabilité (2005b), “Rapport D'Etape du Groupe IAS/Droit”, L'Assemblée plénière du Conseil national de la comptabilité du 20 octobre 2005.
- Degos J., Ouvrard S. (2007), “L'influence des norms d'information financière sur la convergence des règles fiscales et comptables

- françaises”, *Le Revue du Financier* N 1 65, 05-06.
- Ernst & Young (2008), “Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz Überblick zu den wesentlichen Änderungen” Mai 2008.
- Evraert S., Jean-François des Robert (2007) “French Accounting Revolution: Implementing IFRS in French Companies”, *Globalisation of Accounting Standards*, pp. 130-143.
- Marchal S., M. Boukari et J.L. Cayssials (2007) “L’impact des normes IFRS sur les donnees comptables des groupes francais cotes”, *Bulletin de la Banque de France*, No. 163, juillet.
- Villemot D. (2005) “Comptabilité et Fiscalité: Convergence ou Divergence?” *Petites Affiches* N 179.
- Katiya A., N. Cordier-Deltour and V. Berger (2007) “France: Tax Treatment of R & D Expenses in France”, *International Transfer Pricing Journal*, January/February.
- アーンスト・アンド・ヤング (2008), 「ドイツニュースレター ドイツ会計基準近代化法 bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)」, Newsletter 2008 号外 (June).
- 大下勇二 (2001), 「フランス連結会計基準の国際的調和(7)―会計処理のオプション(1)―」, 『経営志林』, 第 38 巻 1 号, 4 月。
- 大下勇二 (2002 a), 「フランス連結会計基準の国際的調和(8)―会計処理のオプション(2)―」, 『経営志林』, 第 39 巻 2 号, 7 月。
- 大下勇二 (2002 b), 「フランス連結会計基準の国際的調和(9)―会計処理のオプション(3)―」, 『経営志林』, 第 39 巻 3 号, 10 月。
- 大下勇二 (2004), 「フランス連結会計基準の国際的調和(12)―リース会計―」, 『経営志林』, 第 40 巻 4 号, 1 月。
- 倉田幸路 (1994), 「ドイツにおける会計基準の国際的調和化について」, 『立教経済学研究』, 第 48 巻 第 2 号 pp. 65-84.
- ガルシア, クレマンズ (2008), 「フランス上場企業における IFRS 導入の影響」, 日本会計研究学会 第 67 回大会発表レジュメ, 研究報告要旨。
- ケンブ, ディーター (2000), 「国際会計基準 (IAS) のドイツ国内会計制度における影響」, 『TKC 会報』 2000 年 8 月号。
- 河野明史 (2005), 「『公正価値』は本当に『公正』か? ―How Fair is Fair Value」, 新日本監査法人 『情報センサー』 6 月号, 8 月号。
- 古賀智敏・五十嵐則夫 (2002), 『会計基準のグローバル化戦略―国際会計基準の導入と会計基準の調和化への対応』, 森山書店。
- 古賀智敏 (2007), 「会計基準グローバル化の認識基点―会計基準グローバル化に向けての同化と分化―」, 『経理情報』 vol. 67, No. 2。
- 佐藤誠二 (2007), 『EU・ドイツの会計制度改革』, 森山書店。
- 品川芳宣 (2003), 「確定決算基準の危機と今後の方向性」, 『税務弘報』, 7 月号。
- 高井大基 (2009), 「EU の IFRS 採用と各国の対応」, 『企業会計』 vol. 61. No. 1, pp. 75-83。
- 武田昌輔 (1993), 「確定決算基準主義の再検討―企業会計と課税所得との軌跡を踏まえて」, 『COFRI ジャーナル』 No. 12, 9 月。
- 田中弘 (1999), 「確定決算主義における六つの弊害―努力する企業が報われる税制へー」, 『税経通信』, 12 月号。
- 長谷川一弘 (2005), 「ドイツにおける「基準性原則」と BilReG」, 『商学研究論集』, 明治大学大学院商学研究科, 第 23 号, pp. 339-357。
- 藤井秀樹 (2004), 「基準調和化時代のフランス会計制度―プラン・コンタブル・ジェネラルの 20 年を振り返って―」, 京都大学大学院経済学研究科 working paper No. J-37。
- フランス会計規制委員会編, 岸悦三訳 (2004), 『フランス会計基準―プラン コンタブル ジェネラルと連結会計基準―』 同文館。
- 中里実 (1983), 「企業課税における課税所得算定の法的構造(4)」, 『法学協会雑誌』, 100 巻 7 号。
- 野村健太郎 (1992), 『フランス会計基準』, 中央経済社。
- 三日月章 (1982), 『法学入門』, 弘文堂。
- 三菱総合研究所 (2008), 『研究開発に係る会計・税務処理の在り方に関する基礎調査報告書』, 平成 19 年度産業技術調査事業。
- 三菱総合研究所 (2007), 産業技術調査『研究開発促進税制の企業ニーズ及び利用状況に係る調査報告書』, 平成 18 年度経済産業省委託事業。
- 森信茂樹, 逆瀬茂郎, 池田唯一, 阿部泰久 (2006), 「会計基準の国際的なコンバージェンスと税制上の課題」, 国際税制研究, No. 17, pp. 5-26。
- 弥永真生 (2006), 「企業活動の国際化とトライアングル体制―会計基準と会社法・証券取引法・法人税法―」, 金融研究研修センター, 研究会報告書『企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来

像について (展望と課題)』(平成 18 年 9 月発行)。
柳裕治 (2008), 「ドイツ税法会計制度の変遷と展望
—IAS/IFRS 適用と基準性の原則—」『会計学研

究』, 専修大学会計学研究所, 第 34 号 pp. 75-87。
リース事業協会 (2005), 「リース会計基準に関する
検討について (検討状況の報告)」。